

- 第十三條 委員會ハ豫算決算其他重大ナル事項ニ就キ會長必要ト認メタルトキ又ハ委員半數以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク
- 第十四條 總會ハ毎年四月之レヲ開ク、臨時總會ハ必要ニ應シ會長之レヲ招集ス
- 第十五條 評議員會及委員會ノ決議ハ過半數以上ノ出席者アルニアラサレハ開議スルコトヲ得ス
- 其ノ議決ハ多數決トス可非同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル
- 第十六條 本組合事業年度ハ四月一日ヨリ始リ翌年三月末ニ終ル
- 第十七條 本組合ノ經費ハ會員ノ負擔及寄附金ヲ以テ之レニ充テ其ノ負擔額ハ委員會ノ決スル處ニヨル
- 第十八條 小作地ノ引上又ハ轉貸等ニ就キ紛議ヲ生シタルトキハ評議員會又ハ委員會ニ一任スルコト

- 第十九條 天災地變其他不可抗力ニヨル稻作ニ被害アリテ小作料ノ割割引ヲ要求セントスルトキハ小作人ハ地主及本組合ノ評議員貳名以上ニ立會ヲ申込ミ實地檢見又ハ坪刈リヲナシ割引率ノ協定ヲナスモノトス
- 第二十條 前條小作料割引率協定調ハサルトキハ本組合ノ評議員又ハ委員會ノ裁定ニ一任スルモノトス
- 第二十一條 其他小作料ニ關スル重要ナル事項ニ就キ紛議ヲ生シタルトキハ評議員會又ハ委員會ノ裁定ニヨルモノトス
- 第二十二條 本組合員ハ評議員ノ承認ヲ得タル場合ノ外故ナク本組合ヲ脱退スルコトヲ得ス
- 第二十三條 本組合員ニシテ本規約ニ違背シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルヘシ
- 第二十四條 脱退者及除名者ハ本組合財産ニ對スル分配權ヲ拋棄